

## 大田区ペット火葬場等の計画の事前公開等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ペット火葬場等の設置等に係る計画の事前公開等に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持し、もって地域における健全な市街地環境を確保することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット火葬場等 犬、猫その他人に飼育されていた動物の死骸の火葬に要する焼却炉の設備を有する施設、当該死骸を埋葬し、又は焼骨を納骨する設備を有する施設及びこれらの設備を併せ有する施設をいう。
- (2) 設置等 ペット火葬場等を新たに建設し、既存の建築物をペット火葬場等にし、又は既存のペット火葬場等の施設若しくは設備を変更することをいう。ただし、ペット火葬場等の施設若しくは設備の縮小又は事務室の面積若しくは位置の変更等ペット火葬場等の機能に直接かわらない施設若しくは設備の変更を除くものとする。
- (3) 事業者 ペット火葬場等の設置等をしようとする者をいう。
- (4) 隣接住民 次のアからウまでに掲げるものをいう。

ア ペット火葬場等の敷地境界線から10メートルの水平距離の範囲の敷地内にある建築物の所有者及び当該建築物の居住者

イ アの範囲の敷地内に建築物がないときは、当該敷地の所有者

ウ 事業者がペット火葬場等の設置等をしようとする敷地及び建築物の所有者並びに当該建築物の居住者

- (5) 周辺住民 前号に規定する者を除き、ペット火葬場等の敷地境界線から50メートルの水平距離の範囲の敷地内にある建築物又は当該敷地に関して権利を有する者及び当該建築物の居住者をいう。
- (6) 近隣関係住民 隣接住民及び周辺住民をいう。

### (事業者の責務)

第3条 事業者は、ペット火葬場等の設置等に当たっては、地域の市街地環境に及ぼす影響に十分配慮するとともに、良好な近隣関係を損なわないように努めなければならない。

### (事前の打合せ)

第4条 事業者は、ペット火葬場等の設置等の計画に当たっては、あらかじめ次に掲げる図面等を提出し、次条から第7条までの規定による手続について区長と打合せをするものとする。

- (1) 案内図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 立面図
- (5) 断面図
- (6) 近隣状況図

(標識の設置等)

第5条 事業者は、ペット火葬場等の設置等をしようとするときは、近隣関係住民に設置等に係る計画の周知を図るために、当該ペット火葬場等の敷地の見やすい場所に、設置等の計画の概要を記載した別記第1号様式の標識を設置するものとする。

2 前項の標識の設置期間は、大田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和54年規則第2号）第5条第1項に掲げる手続のいずれか（2以上の手続を行う場合は、最初の手続。以下「確認申請等」という。）をしようとする日（確認申請等の手続を要しない場合は、火葬場等の設置等の工事の着手予定日。次項において同じ。）の少なくとも60日前から工事が完了した日までの間とする。

3 事業者は、前2項の規定により標識を設置したときは、確認申請等をしようとする日の少なくとも20日前までに、その旨を別記第2号様式の標識設置届により、区長に届け出るものとする。

(計画の説明等)

第6条 事業者は、ペット火葬場等の設置等をしようとするときは、前条の標識の設置後速やかに、隣接住民に次に掲げる事項について、説明するものとする。

- (1) 事業者に関すること。
- (2) 敷地の所在地、形態及び規模並びに敷地内におけるペット火葬場等の位置並びに付近の土地の利用状況
- (3) 施設及び設備の概要並びにこれらの設計者
- (4) 工事に係る工期及び施工者
- (5) ペット火葬場等の事業内容及び開設時期
- (6) 地域の市街地環境に及ぼす影響及びその対策
- (7) その他ペット火葬場等の計画に関すること。

2 事業者は、前項各号に掲げる事項について周辺住民から要望があったときは、当該周辺住民にこれを説明するものとする。

3 前2項に規定する説明は、別記第3号様式のペット火葬場等の設置等の計画概要説明書を配布して、説明会等の方法により行うものとする。

(説明等の報告)

第7条 事業者は、前条第1項の規定により行った説明等の内容について、第5条第3項に規定する期日までに、別記第4号様式の説明報告書により、区長に報告するものとする。

(事業者と近隣関係住民との話し合い)

第8条 事業者は、近隣関係住民から要望があったときは、第6条第1項及び第2項の規定により説明を行った計画について、当該近隣関係住民と話し合うものとする。

2 近隣関係住民は、前項に規定する要望をしようとするときは、話し合いたい事項を列記した書面を事業者に提出して行うものとする。

3 事業者は、前項の要望を受けたときは、速やかに話し合いを開始するものとする。

4 区長は、必要があると認めるときは、前3項の規定に基づき行った話し合いの内容について、事業者に対し報告を求めることができる。

5 前項の報告は、別記第5号様式の報告書を区長に提出して行うものとする。

(協議の場の提供)

第9条 区長は、前条の規定による話合いに進展が見出せず、事業者と近隣関係住民の双方から申出があったときは、協議の場の提供を行う。

2 前項の申出は、別記第6号様式の申出書を区長に提出して行うものとする。

3 第1項に規定する協議の場においては、次に掲げる意見について協議を行う。

(1) ペット火葬場等の環境対策についての意見

(2) ペット火葬場等と地域の市街地環境との調和についての意見

(3) ペット火葬場等の建設工事の方法等についての意見

4 区長は、第1項による協議の場の提供を行うときは、その旨を当事者に、別記第7号様式の通知書により通知するものとする。

(協議の非公開)

第10条 前条に規定する協議の手續及び内容は、これを公開しない。ただし、区長は、相当と認める者の傍聴を許可することができる。

(協議の打ち切り)

第11条 区長は、第9条に規定する協議によって解決の見込みがないと認めるときは、協議の場の提供を打ち切ることができる。

(計画の変更等)

第12条 事業者は、第6条の規定により隣接住民及び要望のあった周辺住民に説明した内容を変更したときは、速やかに標識の記載事項を訂正するとともに、別記第2号様式により、区長に届け出るものとする。

2 事業者は、前項に規定する変更をしたときは、その変更内容を隣接住民及び当該周辺住民に説明するとともに、別記第4号様式により、区長に報告するものとする。ただし、当該変更が第8条の規定による話合い又は第9条の規定による協議に基づく変更であるときは、この限りではない。

(適用除外)

第13条 次に掲げる場合は、この要綱を適用しない。

(1) 墓地、埋葬法に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条の規定により許可を受けた墓地、納骨堂又は火葬場をペット火葬場等とする場合

(2) 自ら所有し、又は借り受けた土地において、他人の委託を受けずに自ら飼育していた動物の死骸を火葬し、又は埋葬し、若しくは焼骨を収蔵する場合

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、まちづくり推進部長が別に定める。

付則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成17年11月1日以後に第5条第1項に規定する標識を設置するものから適用する。